

大阪市告示第955号

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）第29条第1項第1号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の法人に対する寄附金を指定したので、同条第14項の規定に基づき告示する。

令和7年7月8日

大阪市長 横山英幸

法人の名称	法人の主たる事務所 又は事業所の所在地	寄附金税額控除の 対象期間
公益財団法人ワールド マスターズゲームズ 2021関西組織委員会	大阪市北区中之島六丁目2番 27号中之島センタービル23階	令和7年1月1日から 令和12年12月31日まで
特定非営利活動法人 健康ラボステーション	大阪市北区天満橋一丁目8番 30号OAPタワー1005号	令和7年3月30日から 令和12年3月29日まで

（財政局税務部課税課）